



荷役作業時の労働災害 を防止しましょう！

STOP !
荷役災害

栃木労働基準監督署管内の陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害は、令和7年10月末現在、81名で前年と比べ17名（26.6%）増加となっております。

また、荷役作業中等の墜落・転落災害が3割を超える現状にあります。

荷役作業について、労働災害防止上問題点がないか、裏面チェックリストにより確認していただき、安全作業の定着化を図り、労働災害を防止しましょう。

荷主の皆様にも災害防止にご協力をお願いいたします。

トラック後退時
5.3%

無人暴走
15.8%

墜落・転落
21.1%

荷崩れ
19.3%

フォークリフト作業時 17.5%

平成25年に発生した陸上貨物運送事業の荷役作業時の死亡災害
(労働安全衛生総合研究所の調べによる分析結果)



墜落災害災害防止対策チェックリスト

(厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役災害等を防止するための留意事項」より ※)

災害の種類	要点	チェック項目	チェック
墜落・転落災害	作業計画の作成等	作業計画、作業手順書を作成し、複数の作業者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置していますか。	<input type="checkbox"/>
	作業床等の使用	荷台の上での作業については、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用する等、荷台のあおりに乗っての作業を避けさせていますか。	<input type="checkbox"/>
	昇降設備の使用	荷台への昇降設備を用意し、最大積載量が5トン以上のトラックの荷台への昇降は昇降設備を使用させていますか。	<input type="checkbox"/>
		最大積載量が5トン未満のトラックの荷台への昇降についても昇降設備（踏み台等の簡易なものでよい）を使用させていますか。	<input type="checkbox"/>
	荷や荷台上での作業	荷や荷台上で作業を行う場合は、荷台端付近で背中を荷台外側に向けないようにし、後ずさりさせないようにしていますか。不安定な荷の上では移動させないようにしていますか（一度地面に居りて移動すること）。	<input type="checkbox"/>
	墜落制止用器具の使用	墜落制止用器具を取り付ける設備がある場合は、墜落制止用器具を使用させていますか。	<input type="checkbox"/>

荷主の皆様へ

陸運事業者だけで、荷役作業の安全対策を講じることは困難ですので、荷主などの皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いします。

○墜落・転落防止のための施設等を用意してください

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットホーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落災害防止のための施設、設備を用意してください。また、荷主等が管理する設備において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置してください。